

青森県私立学校審議会の傍聴に係る取扱要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、傍聴受付で住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から20分間とし、傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者の定員は、10名とします。なお、報道関係者については、これとは別に傍聴席を設けます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- ① 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、賛否の意向等を表明しないこと。
- ② 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- ③ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ④ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関による前撮りは、会議開始前の5分程度において認めるものとする。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- ⑥ 非公開となる議題の審議に入る場合等、議長から指示があったときは、直ちに会場外に退出すること。
- ⑦ その他、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員等の指示に従ってください。
- (2) 議長は、傍聴者が上記の「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じる場合があります。